

習志野市新清掃工場検討に係るPFI等導入可能性調査業務委託  
候補者選定審査基準

1. 目的

この基準は、習志野市新清掃工場検討に係るPFI等導入可能性調査業務委託候補者を「習志野市新清掃工場検討に係るPFI等導入可能性調査業務委託候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)で選考するための審査方法及び審査基準等を定めることを目的とする。

2. 審査体制

5名の委員で構成される選定委員会で審査を行う。

3. 審査方法

審査は、参加資格要件を確認することと、この参加資格要件を満たした応募者の応募書類、応募者によるプレゼンテーションに基づき審査を行い、最も優れた候補者を選定する。

(1) 参加資格要件の確認

(2) 参加資格要件を満たした応募者の応募書類の審査

応募書類の書面審査を行う。

(3) 参加資格要件を満たした応募者の応募書類のプレゼンテーション

市の指定する日時に提案内容に基づくプレゼンテーションを行い、上記(3)の審査を補足する。

(4) 採点

① 選定委員会の委員数は5人で、各委員100点満点で採点し、この合計の平均を得点とする。(小数点以下第3位を四捨五入する。)

なお、委員の採点は0を含む正の整数で行う。

② 審査項目3 事業費の採点は、第7号様式 提案内容書(3. 事業費 受託予定金額)に記載の金額のうち、最低金額を記載した者を10点とする。

その他の者の評価点は、下記により算出する。(小数点以下第3位を四捨五入する。)

なお、予定価格を上回る受託予定金額を提案した場合は失格とする。

|                               |
|-------------------------------|
| 採点方法                          |
| 採点 = 最低受託予定金額 ÷ 記載受託予定金額 × 10 |

③ 本業務を適切に遂行する優れた能力及び技術を求めることから契約候補者必要得点を70点以上とし、この条件を満たした者のうち最も高い得点を得た者を第一契約候補者とし、次に高い得点を得たものを第二契約候補者とする。

このため、この条件を満たさない応募者は失格とする。

また、「普通」を下回る採点をした審査項目がある場合は0点とし、委員のうち一人でも0点をつけた場合は前述同様と失格する。

- ④ 第一契約候補者、第二契約候補者を決定する際、同点の者が出た場合、「習志野市新清掃工場検討に係るPFI等導入可能性調査業務委託候補者選定審査基準」審査項目2提案の内容の得点の高い者を候補者とする。
- 審査項目2も同点の場合、審査項目1 基本的事項の得点の高い者を候補者とする。さらに同点の場合、審査項目3 事業費の得点の高い者を候補者とする。それでもなお、同点の場合、選定委員会で総合的に判断の上、候補者を決定する。

#### 4. プレゼンテーション

##### (1) 出席者

- ① 3名以内とする。
- ② 「仕様書 8. 業務体制」に基づく主任技術者、担当技術者の出席を求める。
- ③ 応募者から委託等されたコンサルタント等の出席は認めない。

##### (2) 時間

- ① 一応募者50分間で、プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分以内とする。

##### (3) プレゼンテーションの内容

- ① 提案内容以外の新たな提案及び資料の配布は認めない。
- ② プレゼンテーションの方法はスピーチを基本とし、PowerPointの映写による補完も可能とする。

なお、PowerPointを使用する場合に必要なPCは、応募者が用意すること。スクリーン、プロジェクターは市が用意する。

- ③ スピーチの内容及び映写するPowerPointの内容は、応募書類に記載した内容の範囲内とし、記載のない内容が確認された場合、直ちにそれ以降の映写を中止させる。
- ④ PowerPointを使用する場合は、審査の公平性を担保するため事業者が特定されないよう処理すること。なお、事業者が特定される、特定される恐れがあると確認された場合、直ちにそれ以上の映写を中止させる。

##### (4) プレゼンテーションの質疑応答

- ① 提案内容に基づく内容について、選定委員会委員が質疑を行う。

5. 審査項目・配点(1/3)

| 審査項目     | 主な審査事項        | 採点基準  | 配点  |    |
|----------|---------------|---|---|----|
| 1. 基本的事項 |               |   |   |    |
| (1)      | 業務実施方針        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境省、経済産業省をはじめ国の制度や千葉県内の清掃工場に係る事業方式を十分に把握しているか。</li> <li>「習志野市一般廃棄物処理基本計画」をはじめ本市の清掃行政を十分に理解し、本業務の実施方針が示されているか。</li> </ul> | 極めて良好:10～9<br>良好:8～7<br>普通:6<br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。       | 10 |
| (2)      | 業務実施体制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市が参加資格要件とする人員配置を満たし、的確な人員配置がなされているか。</li> <li>本業務と同様の人員体制を組んだ実績があるか。</li> </ul>   | 極めて良好:15～14<br>良好:13～12<br>普通:10～9<br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。 | 15 |
| (3)      | 業務スケジュールの管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の進め方が明確かつ適切であり、現実的に業務が遂行可能な方法が示されているか。</li> </ul>  | 極めて良好:10～9<br>良好:8～7<br>普通:6<br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。       | 10 |
| 小計①      |               |   | 35  |    |

5. 審査項目・配点(2/3)

| 審査項目     | 主な審査事項            | 採点基準  | 配点   |    |
|----------|-------------------|---|--|----|
| 2. 提案の内容 |                   |   |  |    |
| (1)      | 本業務で想定される課題への対応方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• プラント系施設である清掃工場の特殊性を理解し、建設・運営の事業方式に係る調査において想定される課題が整理され、その対応方策が具体的に示されているか。</li> </ul>                                | 極めて良好:20 ~ 18<br>良好:17 ~ 15<br>普通:14 ~ 12<br><br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。 | 20 |
| (2)      | 事業費削減の方策          | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建設費等のハード面の事業費、運営費等のソフト面の事業費を抑制するための実効的、具体的な方策が示されているか。</li> </ul>  | 極めて良好:10 ~ 9<br>良好:8 ~ 7<br>普通:6<br><br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。          | 10 |
| (3)      | 業務スケジュールの的確性・確実性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務の遂行にあたり、上記2(1)に記載の特殊性を十分に理解し、的確な工程が組んでいること、かつ、その工程を積み上げたスケジュールが業務完了にあたり確実性の高いものであるか。</li> </ul>                    | 極めて良好:15 ~ 14<br>良好:13 ~ 12<br>普通:10 ~ 9<br><br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。  | 15 |
| (4)      | 自由提案              | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本市の状況を踏まえ、業務において本市に有益かつ特異的な提案がなされているか。</li> <li>• SDGsや温室効果ガスへの対応など、昨今、清掃工場の建設・運営において配慮が必要な事項について、提案があるか。</li> </ul> | 極めて良好:10 ~ 9<br>良好:8 ~ 7<br>普通:6<br><br>※「普通」を下回る採点をした場合は0点とし失格とする。          | 10 |
| 小計②      |                   |   | 55   |    |

5. 審査項目・配点(3/3)

| 審査項目   |       | 主な審査事項           | 採点基準 | 配点 |
|--------|-------|------------------|------|----|
| 3. 事業費 |       |                  |      |    |
| (1)    | 受託予定額 | ※ P1 3(4)に記載のとおり |      | 10 |
| 小計③    |       |                  |      | 10 |

(得点の合計)

| 審査項目     | 小計 | 配点  |
|----------|----|-----|
| 1. 基本的事項 | ①  | 35  |
| 2. 提案の内容 | ②  | 55  |
| 3. 事業費   | ③  | 10  |
| 合 計      |    | 100 |